

○議長 神谷信夫君

ただいまから令和7年第3回南部水道企業団議会定例会を開会します。

1番の豊川翔平議員は、欠席届が出ております。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程に入ります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長 神谷信夫君

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、5番知念富信議員、2番上原勝彦議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長 神谷信夫君

日程第2. 会期の決定について議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日1日間に決定しました。

休憩します。

休憩（10時00分）

再開（10時00分）

再開します。

冒頭に豊川翔平議員の欠席届が出ています。理由を読み上げたいと思います。令和7年第3回南部水道企業団議会定例会において、下記の理由により出席できないので、会議録第2条の規定により届け出がありました。理由といたしまして、育児のためとあります。以上、報告終わります。

日程第3. 諸般の報告

○議長 神谷信夫君

日程第3. 諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月現金出納検査結果に関する報告及び同法199条第9項の規定により定期監査結果に関する報告がありましたので、写しをお

手元に配布しております。

朗読は省略します。議長の報告を終わります。

次に、企業長の報告の前に企業長から定期監査結果に関する新聞報道についての説明の申し出がありましたが、許可します。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 宮城 剛君

本日の新聞報道での掲載につきまして、議員各位及び住民等にご迷惑とご心配をおかけしてしまこと深くお詫び申し上げます。

新聞報道の掲載について、その概要状況と今後の対応について、報告させていただきます。

去る7月24日に随意契約に係る定期監査が実施され、8月20日に当企業団監査委員より定期監査の結果報告がございました。

結果の内容としましては、お手元の方にも定期監査の資料が配布されておりますが、多くの指摘事項がございました。

その指摘事項に対し内容を再チェックし、現在、是正と改善策等の作業を担当課で行っており、今月末までに監査委員へ報告することになっております。

改めて、その全容を調査し、議会及び住民等へ報告させていただきたいと思います。

なお、新聞社より当該定期監査結果報告書に係る資料等について、情報公開請求の申請がございましたので、同資料を含め公開してまいります。

今回の件につきましては、改めて申し訳ございませんでした。

○議長 神谷信夫君

引き続きまして、企業長の報告をお願いいたします。

暫時休憩します。

休憩（10時03分）

再開（10時03分）

再開します。

再度申し上げます。引き続きまして、企業長の報告をお願いします。企業長。

○企業長 宮城 剛君

それでは、諸般の報告を行います。お手元に配布いたしました企業長諸般の報告の資料をお願いいたします。

1. 理事会について。令和7年8月22日（金）に南部水道企業団大会議室において第6回理事会を開催しました。報告事項及び付議事項については、次のとおりとなっております。

報告事項として、1つ目に入札結果について。2つ目に令和6年度南部水道企業団水道事業会計決算審査についてであります。

付議事項として、1つ目に報告第2号・令和6年度南部水道企業団水道事業会計決算に基づく資

金不足比率の報告。2つ目に議案第8号・令和6年度南部水道企業団水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定について。3つ目に議案第9号・令和7年度南部水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

次に、2.入札結果についてです。表の1番、配水管布設工事（R7-1工区）、落札額2,835万8,000円で、玉光産業株式会社が落札しております。

次に、2番の送水管布設工事（R7-2工区）、落札額1億3,065万8,000円で、有限会社仲土建と株式会社大永開発2者の特定建設工事共同企業体が落札しております。

次に、3番の消火栓設置工事（R7島1）、落札額726万円で有限会社まるや開発が落札しております。

次に、4番の送水管布設工事（R7-3工区）、落札額8,230万2,000円で有限会社東信開発と有限会社アドーン開発2者の特定建設工事共同企業体が落札しております。

次に、5番の消火栓設置工事（R7東1）、落札額647万9,000円で有限会社伊佐建設が落札しております。

次に、2ページをお開き下さい。3.令和6年度南部水道企業団水道事業会計決算審査について。

令和7年7月16日（水）に南部水道企業団庁舎において、翁長朝常監査委員、上原勝彦監査委員により令和6年度南部水道企業団水道事業会計決算審査が行われ、去る8月20日（水）に両監査委員から決算審査意見書の提出がございました。以上が諸般の報告になります。

○議長 神谷信夫君

これで、諸般の報告を終わります。

日程第4. 一般質問

○議長 神谷信夫君

日程第4. 一般質問を行います。それでは、通告書のとおり発言を許します。

4番照屋仁士議員の発言を許します。

○4番 照屋仁士君

それでは一般質問をさせていただきたいと思います。

私は、南風原町議会はもちろん南水議会においての質疑内容についても報告書にまとめ配布、SNSで公表、街宣等、様々な手法で有権者の皆さんにお届けをしております。

また、派遣元である南風原町議会へも毎回全員協議会で主な議論を報告しているほか、議事録の公開によって情報を共有しております。

また、南風原町議会では、議会広報委員会に所属をし、毎回、広報、広聴の大切さを学びながら、いかに町民の皆さんに伝わるかを提案しております。

これまで南部水道企業団におかれましては、残念ながら町民の皆さんの信頼を損ねかねない事案

が続いてまいりました。今回の議会の質疑を通して、南部水道企業団の信頼回復や健全経営に寄与していきたいと思いますので、答弁の方をよろしくお願いします。一問一答でいきたいと思います。

大問1. 広報、広聴、公益通報の状況はどうなっているか。（1）広報についてどのように取り組まれているか、お答え下さい。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 宮城 剛君

お答え申し上げます。広報につきましては、ホームページ掲載及び広報紙で行っております。

ホームページでは必要に応じて随時掲載し、広報紙については給水区域内の各世帯等へ年2回配布しております。

主な掲載内容としましては、予算・決算の概要、水質検査の結果、工事等の発注関連、水道週間におけるイベントなどの情報を掲載しております。以上です。

○議長 神谷信夫君

休憩します。

休憩（10時08分）

再開（10時09分）

再開します。

○議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

答弁有難うございます。答弁の中で年2回という報告がありました。この広報紙について管内の各家庭へという表現もありましたけれども、具体的な発行部数、また企業などはどうなっているか教えていただきたいと思います。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 宮城 剛君

お答えします。令和7年度における広報紙の発行は年2回予定しており、先月、8月でございますが、1回目の広報紙を配布済みでございます。発行部数は、6万2,400部、1回当たりの配布は3万1,200部でございます。

作成費用につきましては、203万3,000円となっております。以上です。

○議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

2回で6万2,400部、1回当たり3万1,200部という計算が成り立ちますけれども、南風原町においては、世帯配布、町広報はやっております。それ以外に関係機関への配布とか、あと自治会、図書館、またコンビニなんかにも置いたりしているんですね、その辺りの配布の状況について教えていただければと思います。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 宮城 剛君

お答えいたします。広報紙につきましては、各世帯等には配布しております、また、いまご質問の別途公共機関、公共施設、そういったところも合わせて配布をしております。

○議長 神谷信夫君

休憩します。

休憩（10時12分）

再開（10時12分）

再開します。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 宮城 剛君

失礼しました。各世帯以外に給水区域内の公共施設等機関を含めて、その方にも配布している状況でございます。以上です。

○議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

いかに町民の皆さんに広く情報が届くかという観点で質問をしております。配布の方法とか、手法についてちょっと教えていただけますか。

○議長 神谷信夫君 総務課長。

○総務課長 上里健君

配布の方について今年度からは沖縄タイムスさんの配布委託と、あとはポスティングの方で南風原町、八重瀬町の方に配布している状況です。

○議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

先程申し上げましたとおり、より情報が届きやすいという観点で今後取り組みをお願いしたいと思います。

ちなみに今月配られた広報紙、非常に素晴らしいなと思っているんですけども、この企画や取材、編集、また内部でのチェック体制などを教えていただけますか。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 宮城 剛君

お答えいたします。特集記事を除く記事につきましては、担当課で原稿を作成し、レイアウトなど編集は委託業者が行っております。チェック体制につきましては、まず原稿を作成する担当課が校正段階で一次チェックを行いまして、校了前の校正を各担当課長で二次チェックとして対応してございます。以上です。

○議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

繰り返しになりますけれども、本当にいい面も、時には前回もありましたけれども、悪いニュースでの対応等も載せていただいている。町民の皆さんに伝わりやすくして、今後も随時改善を重ねてほしいと思いますけれども、今後の運用についてどう取り組んでいきたいか意気込みも含めてお願いしたいと思います。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 宮城 剛君

お答えいたします。広報紙の目的につきましては、やはり地域住民に必要な情報を提供することはもちろんでございますが、水道行政の透明性を保ち、住民とより良い関係、信頼等を築いていくための手段の一つとして考えております。

今後もこれまでと同様、給水区域内の各世帯等へ年2回配布するとともに、住民等の皆様に企業団も各種情報をわかりやすく、読みやすく、親しみのある広報紙の作成に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

ぜひ、今後の取り組みをお願いします。

次に、答弁でもいただきましたホームページについてであります。いまは広報紙による紙媒体、勿論大切ですけれども、現在のニーズでいくと電子媒体、ホームページを中心としたSNSとか、いろんな媒体があります。まず、ホームページについて公開からリニューアルがあったのかどうか。また、それぞれの時期、年数、費用などについてお答えいただきたいと思います。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 宮城 剛君

お答えいたします。当企業団ホームページは、平成16年に開設しまして、平成21年に更新し、その後、平成25年に一部修正を行い、現在に至っております。

費用面につきましては、平成16年の開設時における費用は100万円、平成25年の一部修正費につきましては、82万9,000円の費用となっております。

平成21年においては、資料等がなく数字で示すことができないんですけれども、ご了承いただきたいと思っております。以上でございます。

○議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

有難うございます。私も冒頭にありましたとおり、特に私も南水の議員になってから議事録の公開等をホームページでやっていただきました。やはりそのホームページの運用に関しても非常に重要なツールだと思いますので、今後もやはり強化をしていただきたいというふうに思いますが、今後の運用について、こちらの方もどう取り組んでいくのか、お答えいただければと思います。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 宮城 剛君

お答えいたします。ホームページにつきましても広報紙と同様、住民の皆様に企業団の各種情報をわかりやすく、読みやすく、親しみのある情報掲載に今後とも取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

ぜひ、広報の取り組み、これからも強化、また改善をしていってほしいなと思いますので、よろしくお願いします。

(2) に進みます。広聴についてどう取り組んでいるか伺いたいと思います。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 宮城 剛君

お答えいたします。企業団では過年度において、配水池建設事業等に伴い関係する地域の自治会や住民説明会を実施したことはございますが、昨今において広聴につきましては行っておりません。

今後においては、当企業団の上位計画となる新水道ビジョン策定や主要施策を検討・実施していく中で必要に応じ、パブリックコメントやアンケート等で住民からのご意見をお聞きしながら事業を実施してまいりたいと考えています。以上です。

○議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

いま答弁の中では、住民説明会を実施した実績があるということ、ただ広聴としての機能はいま行っていないという答弁がありましたけれども、そういったことでいくと、やはり求められるのは、住民に開かれた広聴の体制が必要だというふうに私は考えています。手法については、いろいろあると思います。南風原町でも公式LINEを使った町政提案箱とか、絶えず広報紙の中には、町民の意見を寄せる窓口、QRコード、そういったものを載せたり、そういった工夫をしております。

さらには、議会においては各市町村で報告会とか、いろんな住民自治会においての報告だったり、それぞれ双方向の情報共有というのが必要とされていると思いますけれども、このような体制について、今後実施、こうしていきたいというふうにありますけれども、その辺りも私はパブリックコメント非常に大事なんですけど、期間が限られていたり、見れる媒体として非常に限定的だと思いますので、合わせてその辺りの取り組みについて抱負をいただきたいと思います。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 宮城 剛君

議員からのご質問で、開かれた広聴の体制という質問もございました。企業団においては現在、住民等からの意見を直接聴取するよう正式な手続き体制は整えてございませんけれども、広聴は私どもが運営する水道行政と住民の間に信頼関係を築く機会にもなり得ることから、広聴体制の必要性は認識しているところでございます。

今後どう取り組んでいくかというようなご質問がありますけれども、これにつきましては、いま議員からもお話がありましたようにいろんな手法がございます。広聴会、パブリックコメント、アンケート調査など、様々な取り組み事例がございます。多様な立場の声を取り入れることで、より透明性と納得感のある政策形成等を目指す仕組みであると認識しております。

企業団としまして、最新の情報発信はもとより、主要な施策等を実施していく過程において、利害関係者や専門家、住民の皆様の意見について、それぞれの目的に応じた広聴の手法を検討しながら、取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

ぜひ、その双方向の情報共有によって、南部水道企業団への理解、信頼、そういったのを深めていただきたいというふうに申し上げて、次回以降の取り組みに期待をしたいと思います。

3点目に進みます。公益通報についての考え方を示していただければと思います。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 宮城 剛君

お答えいたします。公益通報につきましては、通報者が組織内の法令違反等の行為に関し、安心して通報できる環境を整えるために必要なものと認識しております。

また、公益通報したことによりいかなる不利益な取扱いも受けないようにするため、通報者を保護する「公益通報者保護法」が2004年に公布され、2006年4月に施行された経緯があります。

企業団としましては現在、公益通報者保護法に基づく通報体制の対応は実施しておりませんが、他自治体等の情報も参考にしながら、調査・研究してまいりたいと考えております。以上です。

○議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

この公益通報制度、これまで何回あったかとか、どういう運用がなされているかということは把握しておりませんけれども、まずは職員の内部でも、又は関係者、様々な状況の中でも誰に聞いても適切に運用されているということがまず必要なことだと思います。そういった中では、この公益通報者制度があることによってしっかりと守られていると、不利益を受けないということをまずここで確認をしたかったというのが1点目の趣旨であります。

次に、これまで私個人的にも何度か文書による指摘等がありました。内部でも当然、この制度に基づけば、職員守られる、関係者が守られるということなんですけれども、個人的に文書を受け取ったときに、その文書を発送された方の状況を考えると、このような制度だけでなく、こういった善意の投書も保護され、尊重され、当然、情報の成否は判断しないといけませんけれども、そういった善意の投書とかも当然保護されるべきだというふうに私は考えますけれども、それについての考え方はいかがでしょうか。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 宮城 剛君

お答えいたします。通報者の範囲につきましては、消費者庁から発出されております公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関するガイドライン(内部の職員等からの通報)によりますと、職員等のほか、通報概要の実行性を確保するため、匿名による通報についても、実名による通報と同様の取り扱いを行うとなっております。投書につきましても保護されるものと考えております。以上です。

○議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

有難うございます。非常に安心をしたところであります。内部でも、外部でも人間ですからミスはあると思います。これをいかに改め、再発しないようにするか。それをどうやって内外に開かれて伝えていく、そして信頼を得ていく、そういったことが私は必要だというふうに考えて、今回、広報、広聴、公益通報の3点について確認をさせていただきました。

残念ながら、今回、監査の指摘もありましたけれども、このあたりについても今後しっかりと取り組みを進めて、そしてまた改めるべきは改め、情報提供をしっかりとやっていく、時には批判を受けて、しっかりと職員の皆さんのがやりがいをもって、そして町民の皆さんのが信頼を得ながら、南部水道が運営していくことを望んで質問を終わりたいと思いますが、最後に企業長、ぜひこの取り組みを進めていただきたいと思いますが、改めていかがですか。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 宮城 剛君

公益通報の法令に基づきますと、やはり公益通報者が内部の法令違反等を通報するということにつきましては、やはり重要なことだと思っています。そしてその方の保護、当然、安心して通報できる環境体制を作るというところは認識してございます。法令等に基づきまして、法令によりますと、常時雇用されている従業員の301人以上は法に基づく体制を作りなさい。そして300未満の方につきましては、努力義務とはなっているものの、やはり我々民間事業も含めて小規模の事業者であっても、こういった通報に関してはしっかりとその体制を我々はやはり検討していく、そういう体制、安心して通報できるようなものに確保していくべきだというふうに考えておりますので、他自治体等も含めて、我々情報を収集しまして、通報者からのどういった内容に関して、どのように組織は対応しているのかというところも小規模事業者等の扱いも情報を収集しながら、今後調査研究しながら検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

私たちも求めるだけでなく、しっかりと構成町の議会の仲間にも説明をしていく、そしてまず第一に大事なのは、両町の構成する町民の皆さんに説明責任を果たしていきたいと思いますので、一緒

になって頑張っていきたいと思います。以上で終わりたいと思います。

○議長 神谷信夫君

次に、2番上原勝彦議員の発言を許します。

○2番 上原勝彦君

6月27日の6月定例会で一般質問に取り上げた引き続きの再質問になろうかと思います。

件名1.南部水道企業団水道料金改定までのスケジュールについて。（1）水道料金改定までの審議会、これまで2回開催をされ、令和7年8月中に3回目の審議会、その後、内部の委員会を開催する事での総務課長の答弁でしたが、3回目の審議会内容をお伺いいたします。

2点目、水道料金は令和8年4月1日に改定開始だと思いますが、2回目の料金改定の予定をされています。受益者への周知をどのように考えて進めていくかお伺いをいたします。よろしくお願ひします。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 宮城 剛君

お答えいたします。まず（1）について答弁申し上げます。

企業団水道事業審議会につきましては、8月中に3回目の審議会開催を予定しておりましたが、開催に向けた準備状況の遅れから、開催することが出来ず、大変申し訳なく思っております。

3回目の水道事業審議会につきましては、遅れはございますが、9月19日に開催予定となっており、審議内容としましては、水道料金算定の流れ、事業計画、財政の見通し等について、審議していただく予定となっております。

企業団としましては、今年12月定例議会において、水道料金改定に係る議案を上程できるよう引き続き努力してまいりたいと考えております。

次に（2）でございます。水道料金改定につきましては、その必要性や審議会の審議内容など、議会や受益者に対し周知していくことは重要なことと認識しております。

企業団といたしましては、今後の審議会における審議内容やQ&Aなど、ホームページや広報で周知し、受益者からのご理解を得ていきたいと考えております。

また、今後の料金体系の見直し検討につきましても、引き続き住民周知を行いながら必要に応じてパブリックコメントなども実施してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長 神谷信夫君 2番 上原勝彦議員。

○2番 上原勝彦君

まず、6月定例会で8月には開催をして10月までには答申をまとめていきたいということで、12月議会では議会の方に審議をして諮っていきたいということの答弁でしたけど、審議会が8月開催できなかった主な理由についてお伺いいたします。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 宮城 剛君

お答えいたします。審議会開催が遅れた理由としましては、内部において業務に対する進行が遅れたためでございます。改めてお詫び申し上げる次第でございます。

なお、冒頭答弁でも申し上げましたが、今月の19日に審議会開催を予定しておりますけれども、引き続き遅れがないようしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○議長 神谷信夫君 2番 上原勝彦議員。

○2番 上原勝彦君

企業長の答弁では、9月19日に開催、それ以上、遅れることのないようしっかりと9月中には開催をしていただきたい。というのは、周りのいま物価高騰に対するいろんな影響で価格が上昇しております。

受益者においては、水道料金いつ上がるのか。どれぐらいの幅で改定されていくかというのは、耳を本当に向けていま心配しているところなんですよ。その改定を8月に行う予定の審議会が9月にずれるわけですけれども、12月までの議会への料金改定までのスケジュールとして、審議会で諮問を審議され、答申をまとめていくわけなんですけれども、まとめたものを12月定例会にそのまま上程して審議に諮っていくのか。その間、審議会で内容をまとめたものを中間において議会に説明をしていきながら、12月定例会まであるという考えはあるか。私としては、ぜひとも長年料金改定がなかった南部水道企業団の料金改定ですので、南風原町、八重瀬町の受益者はいつやるんだろうということを関心もっていますので、まずそれは議会の我々がしっかりと内容を聞いて、受益者に説明していく責任があろうかと思いますので、12月定例会までに議会にその審議内容を報告するというスケジュールは考えておられるのか、その辺お願ひします。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 宮城 剛君

お答えいたします。9月19日に開催する審議会の方が3回目になりますけれども、引き続き4回目の審議会につきましては、9月下旬から10月初旬頃開催予定で、また内容は水道料金の設定、あるいは改定時期など審議する予定でございます。

5回目の審議会も10月下旬頃開催予定で、内容につきましては、料金改定の答申案を審議する予定で、これを最終として12月定例議会の方に上程したいと考えております。

つきましては、この審議経過をやはり我々としましては、ホームページ等で随時流しながら、そしてその審議事項につきましても答申を含めて議会におきまして経過説明等を行いながら、最終的には答申を受けた内容をまとめまして、水道料金改定の条例改正をして12月定例議会の方で上程させていただきたいと思っている次第でございます。以上です。

○議長 神谷信夫君 2番 上原勝彦議員。

○2番 上原勝彦君

南部水道企業団としては、第1回目が令和8年4月1日改定になろうかと思うんですが、2回目の改定も合わせて料金改定やる予定だと聞いております。ですから、それを受益者の皆さんがあま

まで改定してこなかったのが一気に改定の幅が大きく上がるんではないかなと心配をされている受益者もいるわけでありますて、大体この審議会の中で2回目の改定に向けても同時に12月の上程までにはいつ改定するんだということが決定するのかどうか、その辺、説明をお願いします。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 宮城 剛君

お答えいたします。本年度の料金改定なんですけれども、まず県企業局、これは前回の議会の方でも答弁させていただきましたけれども、まず県企業局の料金値上げ分に対する改定で来年4月1日施行を予定してございます。

その後、2回目の料金改定につきまして、現在、当企業団の水道料金体系がいわゆる単一料金となっておりまして、これは家庭用と事業用とも給水管の口径に関係なく同一料金として設定されております。

しかしながら、水道が広く普及している現在、単身世帯の増加など、家族構成の変化により水道の使い方は多様化しております、実際の水需要と料金負担は適切に反映しているのか、改めて検討する必要がございます。

また、給水メーターの口径の大きさにより、客観的に判断できる口径別料金など、その体系等の見直しも検討していく必要があります。

2回目のいま議員ご質問の時期的なものというふうにはいま質問がございました。我々としては、4月1日施行を踏まえ、これを引き続き継続して早いうちの段階で2回目の改定も当然進んで、住民の皆様のご理解を得ながら改定をしていきたいと考えております。

○議長 神谷信夫君 2番 上原勝彦議員。

○2番 上原勝彦君

企業長の答弁、6月定例会でもいろんな方面から考えて改定に向けて準備をしていくという答弁は6月にいただいている。やはり水道事業というのは、水道料金から補うのが大原則でありますので、いまの状況であれば財政的にも南部水道企業団、それに見合った改定はぜひともやっていかないともたないだろうという思いから、前聞いた話で、令和8年9月、2回目の改定は、そういうお話をしたっけ、自分間違っていたらあれだけど、大体いつ頃、第2回目の改定、水道事業の内容も十分審議をしていきながら、それに見合う料金改定というのはぜひともやっていかないと、これは企業存続問題にもなるわけですから、2回目の改定は大体いつ頃なのか。

○議長 神谷信夫君

休憩します。

休憩(10時40分)

再開(10時41分)

再開します。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 宮城 剛君

お答えいたします。本年度議會上程させていただくものは来年の4月1日に施行を予定しております。料金体系の見直しにつきましても、私の方としまして引き続き今後の事業計画、財政運営等を考慮いたしますと、やはり早い時期に見直し検討はしていくべきものだとは考えておりますけれども、その料金体系の審議内容で、いまの現段階で明確にいつまでというのではなく、はつきり申し上げられませんけれども、しかし、引き続きこれは早いうちに検討はしていくものだと考えており、我々はそのように進めていきたいなと思っております。以上です。

○議長 神谷信夫君 2番 上原勝彦議員。

○2番 上原勝彦君

大変重要なことの審議会になろうかと思いますので、ぜひとも9月19日が予定どおり開催をされて、より深い審議のもとで受益者が納得のいく料金改定、それだったらしがないだろうと、受益者が納得するような料金改定をぜひしていく、2回目においても第1回目の改定を踏まえて、どのような改定になるのかということも非常にこれ重要な協議事項になろうかと思いますので、しっかりと今後の予定スケジュールを組んで滞りなく審議会をぜひ開催していきながら、皆さんからいただいた協議内容をもって答申をいただいて、議会が納得のいくような答申になることを期待していますので、よろしくお願いします。以上で終わります。

○議長 神谷信夫君

これで、一般質問を終わります。

日程第5. 報告第2号

令和6年度南部水道企業団水道事業会計決算に基づく資金不足比率の
報告について

○議長 神谷信夫君

日程第5. 報告第2号・令和6年度南部水道企業団水道事業会計決算に基づく資金不足比率の報告について、企業長より報告を求めます。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 宮城 剛君

報告第2号

令和6年度南部水道企業団水道事業会計決算に基づく資金不足比率の報告

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第1項の規定により、令和6年度南部水道企業団水道事業会計決算に基づく資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告します。

資金不足比率の表の横棒線の表示は、資金不足が発生していないことを表しております。

令和7年9月1日提出、南部水道企業団企業長 宮城 剛。

監査委員からの意見を添付しておりますので、ご参照下さい。

2枚目の意見書に審査の結果の下から2行目のところでございます。資金不足比率も発生せず、経営状況は良好な状態にあると認められることから、特に是正改善を要する指摘事項はないということで審査の結果をいただいております。以上でございます。

○議長 神谷信夫君

これで、報告第2号・令和6年度南部水道企業団水道事業会計決算に基づく資金不足比率の報告について終わります。

日程第6. 議案第8号

令和6年度南部水道企業団水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び
決算認定について

○議長 神谷信夫君

日程第6. 議案第8号・令和6年度南部水道企業団水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定について議題といたします。

本件についての説明を求めます。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 宮城 剛君

議案第8号

令和6年度南部水道企業団水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定について
令和6年度南部水道企業団水道事業会計に係る未処分利益剰余金を処分したいので、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第32条第2項の規定により議決を求めるとともに、令和6年度南部水道企業団水道事業会計決算について、同法第30条第4項の規定により、別紙監査委員の意見書を付して認定を求める。

令和7年9月1日提出

南部水道企業団企業長 宮城 剛

内容につきましては、経営課長が説明いたします。

○議長 神谷信夫君 経営課長。

○経営課長 宇座和彦君

ただいま企業長から上程されました議案第8号・令和6年度南部水道企業団水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定について、地方公営企業法第30条第9項の規定、決算について作成すべき書類、決算報告書、損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書、貸借対照表及び地方公営企業法施行令第23条の規定、決算に併せて提出すべき書類、キャッシュ・フロー計算書、収

益費用明細書、固定資産明細書、企業債明細書の順で説明いたします。

本日、お手元に配布させていただいております資料は、招集通知と同封した決算書の写しを抜粋したものです。今回、本資料で説明させていただくことにご了承下さい。

まず、決算書の表紙を捲っていただいて目次、決算書類の表紙と続きます。次のページをお開き下さい。

令和6年度南部水道企業団水道事業会計決算報告書、（1）収益的収入及び支出、上の表が収入で、下の表が支出となっております。赤枠で囲っていますのが予算区分と決算額となります。

収入、第1款水道事業収益、決算額17億7,403万3,437円。支出、第1款水道事業費用、決算額16億6,277万4,609円となっております。収入及び支出とも第1項以下は省略させていただきます。

次のページをお開き下さい。（2）資本的収入及び支出、先程と同じように上の表が収入で、下の表が支出です。収入、第1款資本的収入、決算額5,404万7,583円、支出、第1款資本的支出、決算額3億84万8,709円となっております。こちらも先程と同じように収入及び支出とも第1項以下は省略させていただきます。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億4,680万1,126円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,912万3,971円及び過年度分損益勘定留保資金2億2,767万7,155円で補填しております。

次のページ、5ページ目をご覧下さい。令和6年度南部水道企業団水道事業損益計算書、これは令和6年度における経営成績を明らかにするため、その期間中に得たすべての収益と、これに対応するすべての費用を記載し、純損益とその発生の由来を表示したものです。

左側の1から6までの番号は、収益的収入と支出が交互に並んでおります。書類の中の赤枠と青枠がありますが、赤枠は予算科目的捉え方、概念をコメントしております。青枠は、その金額の内訳を補足した内容となっております。

上方から順に矢印が指している予算科目、金額について説明いたします。

2 営業費用（5）減価償却費、これは固定資産それぞれの耐用年数の期間に応じて投資の回収を図るため、非現金費用として計上しているものです。

（6）資産減耗費は、廃止される資産の残存価格をこれも同じように非現金費用として計上し、先程の減価償却と同じように投資した資金の回収を図るもので

3 営業外収益（1）受取利息は、普通預金と定期預金満期の利息の受け取り分です。年度末の現金預金残高は、後程説明します貸借対照表に記載されています。毎月末の残高と内訳は、例月出納検査結果報告の中で確認できると思います。

（2）雑収益は、水道料金の督促料等による収入です。

（3）長期前受金戻入額は、地方公営企業法改正に伴って、平成26年度予算決算から適用された制度で、補助金により取得した固定資産の償却制度、フル償却制度と言いますが、補助金の収入を長期前受金として負債に計上した上で、補助金等によって取得した資産の減価償却見合い分を順次収益化していくものです。

4 営業外費用 (1) 支払利息は企業債借入利息となります。 (2) 雑支出は不用品等の売却費用です。

1 営業収益から 4 営業外費用までの集計が左側の赤枠で囲った経常利益として、右側の太い赤のアンダーラインを引いた8,866万9,095円となります。

5 特別利益 (2) その他特別利益は、水道管破損賠償金収入と下水道工事による配水管の移設費の補償収入となっております。

6 特別損失 (1) 過年度損益修正損は、令和5年度以前に収納した水道料金からメーター移行の埋設部分から漏水した水量の2分の1の料金を減免したため、需要者に還付された金額となっております。

以上、1から6までの収益と費用の集計が当年度純利益9,094万7,454円となります。

減債積立金や建設改良積立金の取り崩しはなかったため、その他の未処分利益剰余金変動額はなし、当年度未処分利益剰余金は、当年度純利益と同じ9,094万7,454円となります。

次に下の枠で囲った算式の説明をします。少し字が小さくて見づらいと思いますが、ご了承下さい。

1つ目の枠の減債積立金及び建設改良積立金は、令和5年度剰余金処分の議決によってそれぞれ8,404万2,425円、3億6,030万2,987円となり、令和6年度においては取り崩しがなかったため、当年度末残高の減債積立金8,404万2,425円、建設改良積立金3億6,030万2,987円となります。

2つ目の赤枠は、当年度純利益9,094万7,454円をどう処分するかについての説明になります。令和7年度決算において純損失が生じる見込みのため、減債積立金及び建設改良積立金の積立は行わず、繰越利益剰余金とし、それをもって決算処理に充てる予定です。

次のページをお開き下さい。令和6年度南部水道企業団水道事業剰余金計算書、剰余金計算書の中央の赤線が令和5年度議会の議決により処分されたものになります。

下の赤線が当年度残高となります。先程、損益計算書の中で説明しましたが、減債積立金や建設改良積立金等の取り崩しは行っていないため、7ページの赤太枠の当年度純利益9,094万7,454円のみとなり、当年度未処分利益剰余金も9,094万7,454円となります。当該剰余金は、6ページ下の令和6年度南部水道企業団水道事業剰余金処分計算書（案）の表の右上、太赤枠の未処分利益剰余金に示され、議会の議決を経て処分することになります。

先程も説明しましたが、令和7年度決算において純損失が生じる見込みのため、青太枠の減債積立金へ積立、建設改良積立金へ積立、資本金への組み入れは行わず、繰越利益剰余金とし、それをもって決算処理に充てる予定となっています。

次のページお開き下さい。令和6年度南部水道企業団水道事業貸借対照表、これは財政状況を明らかにするため、決算時において保有しているすべての資産、負債及び資本を表示したもので、経営状態を確認することができる決算書です。左側のページが資産の部で、固定資産、流動資産で表され、右側のページ、上の部分が負債の部で、固定負債、流動負債、繰延収入。

右側のページ下半分が資本の部で、資本金、剰余金で構成されています。1 固定資産（1）有形固定資産、Aの構築物の破線赤枠内の赤のライン、赤のアンダーラインが現有固定資産の取得時点での価格、緑のアンダーラインが減価償却済の累計額で、青のアンダーラインが年度末未済額となります。

2 流動資産（1）現金預金は、キャッシュ・フロー計算書の資金期末残高と同じ17億5,640万2,097円となります。（2）貸倒引当金は、債権回収が不可能となるケースに備えてあらかじめ損出額を計上する引当金です。（3）貯蔵品は、3月31日時点における量水器や管資材等の帳簿価額になります。

9ページです。3 固定負債（1）企業債5億8,735万4,855円は、平成8年度以降の未償還残高となります。（2）引当金は、地方公営企業法改正に伴って負債への計上が義務化されたものとなっております。

4 流動負債（1）企業債は、令和7年度に償還する企業債元金を固定負債から流動負債に次年度の支払いのために振り替えたものです。（2）未払金は、3月31日時点で支払いの義務が生じているが、まだ支払いされていない額です。

（4）引当金、ア 賞与引当金、イ 法定福利費引当金とも法改正に伴って計上しているものです。職員分の12月1日の賞与の支給基準日から翌年度6月1日の賞与の支給基準日までの6ヶ月間のうち、前年度分が4月となりますので、引当金の率6分の4月分を引き当てる仕組みでやっているものです。

（5）その他流動負債は、3月31日時点で預かっているお金で支払い先が決まっていて、一時的に預かっているという考え方のものです。

5 繰延収益は、損益計算書の営業外収益、長期前受金戻入でも説明したものです。補助金等の収入額を（1）長期前受金の総額、長期前受金戻入で収益化した額を（2）長期前受金収益化累計額でそれぞれ表したもので、今後、収益化する額を繰延収益合計で示されています。

6 資本金は、資本の額から負債の額を差し引いた額です。

7 剰余金（1）資本剰余金は、無償譲渡、他会計及び補助金を受け取得した固定資産のうち、非償却資産、資産の価値が下がっていないという等の金額となっております。

（2）利益剰余金は、営業活動において獲得した利益が企業内部に残った金額です。ア 減債積立金、イ 建設改良積立金、ウ 当年度未処分利益剰余金の金額については、損益計算書、剰余金計算書及び剰余金処分計算書案と関連するものとなっておりますので、こちらの方でもご確認お願いします。

下段の青枠に減債積立金、建設改良積立金の残高、処分額、処分後残高の算式を記載しておりますので、お目通しのほど、よろしくお願いします。以上が決算について作成すべき書類の説明です。

引き続き、次のページ、決算附属書類について説明します。12ページの（2）経営指標に関する事項、経営指標の推移等の経常収支比率、及び料金回収率も前年度からダウンしていますが、1

0.0%以上なので、健全な経営かと言えます。赤線の管路経年化率は、年々法定耐用年数に達する管延長が増加している分、率も増加していきますが、企業団においては、一般的に40年という耐用年数の管を60年延命化して施設整備計画を進めていますので、特に問題視する指標ではないと考えております。

20ページお開き下さい。令和6年度南部水道企業団水道事業キャッシュ・フロー計算書。業務活動、投資活動、財務活動の3区分で資金状態を可視化した書類です。令和6年度水道事業の結果として2,164万3,044円の資金増加があったことで、資金期末残高が17億5,640万2,097円になったということが表されています。

次のページ以降に関しましては、固定資産明細書、企業債明細書が続いておりますが、貸借対照表と照合しやすいように枠やライン等を入れておりますので、説明は省略させていただいてお目通しのほど、よろしくお願ひいたします。これで、議案第8号のご説明を終わります。

○議長 神谷信夫君

暫時休憩します。

休憩（11時05分）

再開（11時06分）

再開します。

本議場に翁長代表監査委員が出席されておりますので、代表監査委員より令和6年度南部水道企業団水道事業会計決算審査意見書について概要の説明を求めます。

○議長 神谷信夫君 代表監査委員 翁長朝常君。

○代表監査委員 翁長朝常君

お手元の方に資料があると思うんですが、それを確認しながら説明していきたいと思います。地方公営企業法第30条第2項の規定により企業長から監査委員の審査に付された決算書等について、同法同条第3項の規定に基づく審査を行い、監査の結果を意見書として8月20日付けで企業長に提出しました。本日、議案第8号令和6年度南部水道企業団水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定を審議されるにあたり、令和6年度南部水道企業団水道事業決算審査意見書を読み上げ監査委員からの報告とさせていただきます。

意見書の方の資料もお願ひいたします。

令和6年度決算審査意見書、1. 審査の対象、令和6年度南部水道企業団水道事業会計決算。2. 審査の日、令和7年7月16日（水）、3. 審査の方法、企業長から審査に付された決算及び関係書類について、次のとおり審査を行った。

（1）法令に定められたすべての決算及び関係書類が具備され、法令に定められた様式に準じて作成されているか、また、それらの計数は、証憑書類と一致しているか確認を行った。

（2）会計事務は、法令及び会計規程を遵守し、適正な手続きにより処理されているか、また、予算の執行は、適正に行われているか検証した。

（3）経営は、地方公営企業法第3条に規定する経営の基本原則に従って運営されているか分析、検討を行った。

4 審査の概要：令和6年度水道事業会計決算審査の結果と今後の事業経営について以下のとおり監査委員として意見を述べる。以下、1の経営成績、財務状態、財務比率については事前に確認したと思うので省略したいと思います。

3ページのまとめの方をお開き下さ。

令和6年度の業務の状況は、前年度と比較して給水戸数は3万990戸で695戸増加し、給水人口は7万4,453人で793人増加している。また、有収水量は750万6,505m³で、5万919m³減少し、有収率は95.28%で、0.41ポイント減少している。

企業団水道事業における純利益は、前年度と比較すると総収益は3,412万円余減少し、総費用については5,222万円余増加していることから、8,634万円余減少し、当年度決算において9,094万円余の計上となった。

給水量の減少や使用水量の低下により、料金収入は前年度と比較して減収となった。給水人口は増加しているものの、節水機器の普及、住民の節水意識の定着等が主な要因である。

また、コロナ禍以降の経済活動の変化や事業所使用水量の抑制傾向も継続しており、全体として水需要の減退傾向が見られる。このような状況下、収益の減少は経営に一定の影響を及ぼしており、将来的な安定性を確保するためには、抜本的な経営改善策が求められる。

加えて、上水の受水元である企業局において、令和6年度中に水道料金の改定（値上げ）が行われたことにより、企業団における受水費用は大幅に増加した。これにより経常経費の圧迫が生じ、経営収支に重大な影響を与えていた。

なお、料金収入の減少と受水単価上昇という二重の経営圧迫要因が重なり、財政運営においては一層の工夫と健全化努力が求められる。今後も人手不足、人件費・物価高騰による費用の増加が見込まれ、コストが大幅に増加し、収支の悪化が見込まれます。また、今後の水道施設への投資、管路の老朽化、耐震化への更新投資も必要であり、その財源確保及び安定経営に向けての料金改定が急務である。財政基盤の強化に向けた構造的な取り組みと、住民への丁寧な説明を前提とした料金制度の見直しについても早急に検討すべきである。

このような社会情勢の変化にも柔軟に対応し、水道ビジョンの実現に向けて、より一層の経営の効率化及び安定化とともに、適正な事務処理、危機管理体制の更なる強化を図り、管路施設の更新並びに耐震化の着実な遂行により、生活に欠かせないライフラインとして、安心、安全な美味しい水道水の安定供給に努められたい。

以上の決算審査に基づき、令和6年度南部水道企業団の決算は、関係法令及び公営企業会計基準に基づき適正に処理されており、企業団の財政運営についても概ね健全であると認めます。

○議長 神谷信夫君

これで代表監査委員の説明を終わります。代表監査委員、大変有難うございました。お疲れさま

でした。

暫時休憩します。

休憩（1時14分）

再開（1時15分）

再開します。

それでは、これより執行部に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

それでは決算についての質疑をさせていただきたいと思います。いま決算書並びに監査委員の意見も含めてくまなくご説明いただきました。改めて資料として決算概要報告書も付けていただきたいと思いますので、まず大きな視点で概要説明書から質問したいと思いますが、概要説明書の6ページ、経営成績の推移ということと、令和5年度事務経費1億7,700万円余りが約9,000万円余りに経費半減をしていると、要因としては、当然、給水の値上げとか、それぞれの方法が考えられますけれども、やはり数字だけで見ると、先程の水道料金によるところが大きいのかなというふうに感じます。これでいうと令和7年度、同じペースでいくと、利益はなかなか出てこない状況になりますけれども、そのような理解でよろしいですか。

○議長 神谷信夫君 経営課長。

○経営課長 宇座和彦君

先程の決算処理の中でもあったように、令和7年度においては、いま現状の見込みですけれども、赤字となる予定です。

○議長 神谷信夫君

いまの答弁は経営課長でした。4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

今回を踏まえて、この監査委員からの意見の中では、まず1ページ、一番下の欄、廃止管路の除去ですか、償却等に適用されています。

さらに2ページ目の中段あたりには、未償還残高をやっている工区があるというところもあります。こういったところと、赤字が続いていると、そういった償還すべきもの、そして償却すべきものというところにも影響が出てこないかなという心配もあるわけですけれども、現在までは問題ないけれども、その料金改定をせずに赤字が続いていると、そういったところにも影響していく、特に償却はいいとしても償還が滞るということになると、非常に不利益になるのかなというふうに考えていて、それを踏まえて、この料金改定の必要性というのを理解を求めていきたいというふうに私は考えるわけですけれども、そのような理解でよろしいでしょうか。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 宮城 剛君

お答えいたします。令和6年度の決算について、剰余金につきましては、約9,000万円、次年度

以降値上げも含めて水道料金の改定の必要性がかなり重要視されております。今後、料金改定につきましては、日本水道協会が発出しております料金改定の基本的な考え方をございます。今後の事業計画、それから財政経営計画等も踏まえて、料金改定すべき検討していくことが定期的に行っていく必要がありまして、いま議員からの指摘がありましたとおり、いまの経営状況から見て、やはり今後の見通しについて、我々も財源の経費的な節減も踏まえながら、適正に執行していく課題等があるかと思いますので、そこら辺の料金改定を引き続き行いながら、しっかり経営に支障がないような形で進めていく必要があるかと考えます。

○議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

いろんなこの細かい数字の中で町民の理解を私たちも説明責任を果たしていくということを考えていくと、ここで理解を揃えておかないと、間違った理解がないかなという趣旨での質問です。いま監査委員の報告にもあるとおり、見直すべき管路は見直して、必要な効率的な運用についても現場視察でも伺いました。

ぜひとも経営改善も合わせて、今後の継続的な収益の確保、運営の確保というところに取り組んでいただきたいというふうにお願い申し上げまして終わりたいと思います。以上です。

○議長 神谷信夫君

他に質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号・令和6年度南部水道企業団水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定について採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

起立全員であります。したがって、議案第8号・令和6年度南部水道企業団水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定については、原案どおり可決されました。

日程第7. 議案第9号

令和7年度南部水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）

○議長 神谷信夫君

日程第7. 議案第9号・令和7年度南部水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）を議題いたします。企業長より提案理由の説明を求めます。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

議案第9号

令和7年度南部水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第2項の規定により、別紙のとおり提出しますので議会の議決を求める。

令和7年9月1日提出

南部水道企業団企業長 宮城 剛

補正予算書をお願いいたします。予算書を一枚捲っていただきまして、補正予算書の1ページでございます。

議案第9号

令和7年度南部水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和7年度南部水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入の補正） 第2条 令和7年度南部水道企業団水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入の予算額を次のとおり補正する。

収入の表をご覧下さい。科目のところで、第1款第3項特別利益1,472万3,000円の補正減でございます。補正によりまして、特別利益は2,202万8,000円、第1款の水道事業収益が表、右側の17億7,224万5,000円になります。

続きまして（資本的収入の補正）、下段の表の方からご説明いたします。資本的収入（第4条予算）収入、第1款第3項その他資本収入1,472万3,000円の補正増でございます。補正によりまして、その他資本収入は3,584万2,000円になり、第1款資本的収入は表、右側でございますが、1億7,684万4,000円となります。

表の上段の第3条資本的収入の補正のご説明でございますけれども、今回の補正によりまして資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額が6億7,861万7,000円から6億6,389万4,000円になります。これについての補填でございますが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額248万5,000円を114万7,000円に。

また過年度分損益勘定留保資金5億9,676万9,000円を5億8,338万4,000円に改めて補填するという内容でございます。

令和7年9月1日提出、南部水道企業団 企業長 宮城 剛。

詳細につきましては、総務課長が説明いたします。以上です。

○議長 神谷信夫君 総務課長。

○総務課長 上里健君

私の方から補正予算の実施計画書について、まずは今回の補正の内容につきまして説明をして、その後、実施計画書の表の報告をやっていきたいと思っております。

補正予算第1号の内容につきましては、当初予算において南風原町発注の下水道工事に伴う水道施設損失補償金として、水道事業収益、特別利益、その他特別利益の水道施設損失補償金に3,675万1,000円を計上しておりましたが、そのうちの配水管移設補償費1,472万3,000円は、資本的収入の予算に計上すべきでありましたが、誤って水道事業収益当該補償費に全額を計上したことがわかつたため、今回、資本的収入のその他資本収入、寄附及び負担金の工事負担金に補正するものとなっております。

では、3ページの実施計画の表を読み上げたいと思います。実施計画書表資本的収入（3条予算）第1款第3項第1目の水道施設損失補償金から1,472万3,000円を減額し、予定額が2,202万8,000円となります。次に、資本的収入（第3条予算）から減額した1,472万3,000円を資本的収入（4条予算）第1款第3項第1目の工事負担金に増額し、予定額を3,584万2,000円にする補正予算となっております。

今日お手元にお配りしました資料、4ページの方にキャッシュ・フロー計算書、5、6ページに予定貸借対照表、7ページの方に損益計算書を添付しております。お目通しの方をよろしくお願ひします。これで説明を終わります。ご審議の方、よろしくお願ひいたします。

○議長 神谷信夫君

これで説明を終わります。

それでは、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第9号・令和7年度南部水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。この採決は、起立によって行います。

本案は、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

起立全員です。したがって、議案第9号・令和7年度南部水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）は、原案どおり可決されました。

お諮りします。会議規則第39条の規定により令和7年第3回南部水道企業団議会定例会において議決されました事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本定例会において議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和7年第3回南部水道企業団議会定例会を閉会いたします。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

南部水道企業団議会 議長 神谷 信夫

署名議員（議席番号5番）知念 富信

署名議員（議席番号2番）上原 勝彦